

官報

編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔規則〕

○ 個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則
（個人情報保護委一）

〔告示〕

○ 銀行法施行令第十七条の二第一項から第三項までの規定を適用しない金融庁長官の権限等を定める件等の一部を改正する件（金融庁二七）

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する自主解散型加算金利率の一部を改正する件（厚生労働二二〇）

○ 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第二十三条において準用する同法附則第十六条第一項第一号及び第二号イに規定する清算型加算金利率の一部を改正する件（同二二一）

○ 保安林の指定をする件
（農林水産一〇三八―一〇四四）

保安林の指定施業要件を変更する件 （同一〇四五―一〇五七）	五
承認性能評価機関の名称等を定める件 （国土交通六五三）	七
建築基準法の規定に基づく性能評価機関の指定等をした件（同六五四）	七
建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の業務を行う事務所の所在地を変更した件 （関東地方整備局一八二）	八
道路に関する件 （近畿地方整備局九三）	八
道路に関する件 （中国地方整備局五六、五七）	八
〔国会事項〕	八
〔人事異動〕	八
内閣 会計検査院 〔皇室事項〕	九
〔官庁報告〕	九
官庁事項 同一人に属する他の地上基幹放送局の放送番組を中継する方法のみによる放送を行う地上基幹放送局の免許の申請の受付に関する公示（総務省） 国家試験	九
平成三十年度獣医師国家試験予備試験 （公告）（農林水産省）	一〇

〔公告〕

諸事項

官庁

司法書士懲戒処分、土地家屋調査士懲戒処分、製造たばこ小売定価関係裁判所
相続、失踪、除権決定、破産、免責、特別清算、再生関係
会社その他

規則

○ 個人情報保護委員会規則第一号
個人情報の保護に関する法律施行規則（平成二十八年個人情報保護委員会規則第三号）の一部を改正する規則を次のように定める。
平成三十年五月九日

個人情報保護委員会委員長 堀部 政男
個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を改正する規則

個人情報の保護に関する法律施行規則の一部を次のように改正する。

第十一条を第十一条の二とし、第十条の次に次の一条を加える。

（個人の権利利益を保護する上で我が国と同等の水準にあると認められる個人情報の保護に関する制度を有している外国）

第十一条 法第二十四条の規定による個人情報の保護に関する制度を有している外国として、個人情報の保護委員会規則で定めるものは、次の各号のいずれにも該当する外国として個人情報保護委員会が定めるものとする。

一 法における個人情報取扱事業者に関する規定に相当する法令その他の定めがあり、その履行が当該外国内において確保されていると認められるに足りる状況にあること

二 個人情報保護委員会に相当する独立した外国執行当局が存在しており、かつ、当該外国執行当局において必要かつ適切な監督を行うための体制が確保されていること

三 我が国との間において、個人情報の適正かつ効果的な活用と個人の権利利益の保護に関する相互理解に基づく連携及び協力が可能であると認められるものであること

四 個人情報の保護のために必要な範囲を超えて国際的な個人データの移転を制限することなく、かつ、我が国との間において、個人情報の保護を図りつつ、相互に円滑な個人データの移転を図ることが可能であると認められるものであること

五 前四号に定めるもののほか、当該外国を法第二十四条の規定による外国として定めることが、我が国における新たな産業の創出並びに活力ある経済社会及び豊かな国民生活の実現に資すると認められるものであること